

農業経営発展計画制度について

- 農地所有適格法人が、**出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）**について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、**議決権要件の特例**を措置。認定後は、**農地の権利移動・転用等を国が都度確認**。

申請者

（農地所有適格法人）



更なる経営発展
に取り組みたい

農産物の取引
出資

出資者
（食品事業者等）

出資者の要件

- 取引実績のある食品事業者、地銀ファンド等（投資円滑化法の承認組合に限る）であること

申請者の要件

- 認定農業者として**5年以上の実績**があること
- 地域計画に位置付けられていること**
- 農地の権利移転・転用、取締役の選解任の決定について、株主総会の特別決議（2/3の賛成）を要する旨が定款において定められていること**

計画申請

計画認定、監督

農林水産大臣

大臣による計画の認定要件

- 地域計画の達成に資すること**、内容が目標達成のために適切であること
- 農地の全てを適正に利用していること、農地の権利移転・転用が計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと** 等

認定後の監督措置

- 計画を変更する際は、**大臣の認定**が必要
- 認定後の農地の権利移転・転用には計画の変更を要し、**国が、都道府県等にも協議した上で都度認定**
- 国に対する定期報告義務、国が随時報告徴求可**。必要に応じ勧告、取消し
- 法人の情報について、**国・地方自治体間で相互利用可**

計画の記載事項

- 農業経営の発展に関する目標**
- 出資額等の出資に関する事項**
- 目標達成のための措置内容**
- 所有権等を有している農地
- 今後権利を取得しようとしている農地等

情報提供・協議
（※）

情報提供・協議
同意（※）

都道府県・市町村・農委

※協議内容は、農地法第3条～5条のみ
なし規定関連のもの

この制度について御興味のある法人の方は農林水産省経営局農地政策課まで御連絡ください

特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、

- 農業関係者が1/3超の議決権**を有していること、かつ、
- 農業関係者＋食品事業者等が1/2超の議決権**を有していること を要件とする。

